

広島地方最低賃金審議会
令和6年度 第1回
広島県自動車・同附属品製造業
最低賃金専門部会
議事録

令和6年9月27日

広島労働局
広島地方最低賃金審議会

1 日 時 令和6年9月27日（金）10時58分～12時07分

2 場 所 広島合同庁舎3号館1階15号会議室

3 出席者

【公益代表者委員】

岡田部会長、酒井部会長代理、野北委員

【労働者代表委員】

戸村委員、又野委員

【使用者代表委員】

桑原委員、長谷川委員

【事務局】

木下労働基準部長、檀上賃金室長、重弘賃金室長補佐、栗林賃金指導官
森川給付調査官

4 議 事

- (1) 部会長、部会長代理の選出について
- (2) 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について
- (3) その他

議事

重弘室長補佐

それでは定刻より早いのですが本日出席委員の皆様そろわれましたので、ただいまから第1回広島県自動車同付属品製造業最低賃金専門部会を開催いたします。なお、これよりは当専門部会名を略して「自動車製造業最低賃金専門部会」とさせていただきます。

本専門部会は本年度第1回目の会議となりますので、お手元にお配りしております議事次第(1)「部会長、部会長代理の選出について」まで、私、賃金室長補佐の重弘が進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員3名、労働者代表委員2名、使用者代表委員2名、計7名の委員に御出席いただいております。

開催に当たっての最低賃金審議会令第6条第6項の定足数を満たしておりますので、本部会は有効に成立していることを御報告申し上げます。

また、本部会の公開につきまして、去る9月19日から25日までの間公開の公示をいたしましたところ、傍聴を希望される方はおられませんでした。では本日は初回ですので議事に先立ちまして各委員を御紹介したいと思います。

お手元別冊資料No.1に、自動車製造業最低賃金専門部会の委員名簿がございますので、この名簿順に紹介させていただきます。

(各委員紹介)

重弘室長補佐

ありがとうございました。では、労働基準部長の木下から御挨拶を申し上げます。

木下労働基準部長

本日令和6年度第1回目の自動車製造業最低賃金専門部会の開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては大変業務御多忙の中、日頃から賃金行政の適正な運営に御尽力を賜っておりますことに深く感謝申し上げます。

本年度の特定最賃でございますが、労働者代表から鉄鋼業ほか7業種の改正申出が行われておりまして、去る8月21日付けの本審で広島労働局長小沼から申出の8業種中1業種を除きまして7業種の改正決定にかかる諮問を行わせていた

だいたというところ です。

委員の皆様におかれましては、これから集中的な御審議をいただきますが、特定最低賃金の審議は、特性上労使のイニシアティブが何よりも重要ということで、何とぞ、全会一致の御決議をいただくことに向けて円滑な審議の運営に御協力を賜わりたいと思います。

よろしく願いいたします。

重弘室長補佐

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員の紹介)

重弘室長補佐

では、ここでお手元の特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料の共通資料 No.3、通し番号の3ページ、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程を御覧ください。

本専門部会は、この専門部会運営規程によって運営されることとなりますので、御承知おきください。

続きまして、議事(1)「部会長、部会長代理の選出について」へ移らせていただきます。

部会長の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条第2項の規定により、部会長は公益を代表する委員のうちから委員が選挙するとされております。

公益代表委員には、あらかじめ御協議をいただいておりますので、部会長及び部会長代理候補について、賃金室長から御報告申し上げます。

檀上室長

御報告申し上げます。自動車製造業最低賃金専門部会におきましては、公益代表委員による協議により、部会長候補として岡田委員、部会長代理候補として酒井委員が推挙されております。以上でございます。

重弘室長補佐

ただいま、賃金室長から報告申し上げました部会長候補、部会長代理候補につきまして、皆様に御異議ございませんか。

(異議なし)

重弘室長補佐

ありがとうございます。では、部会長に岡田委員、部会長代理に酒井委員を御承認いただきましたので、部会長席・部会長代理席を用意させていただきます。

しばらくお待ちください。

(「部会長」及び「部会長代理」プレート設置)

重弘室長補佐

それでは、岡田部会長、以後の議事進行をよろしく願いいたします。

岡田部会長

はい、ただいま部会長に選出いただきました岡田でございます。

よろしく願いいたします。できる限りスムーズな審議進行を心がけて、公正な特定最低賃金の決定に努めていきたいと思っておりますので、委員の皆様御協力をどうぞよろしくお願い致します。

それでは早速ですが、第一回目専門部会の議事(2)「広島県自動車同附属品製造業最低賃金の改正決定について」に移りたいと思います。

まず事務局から本日の資料説明をお願いいたします

栗林指導官

資料の説明をさせていただきます。

お手元にお配りした資料でございますが、特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料と別冊資料とに分けて構成しております。

まず、特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料につきましては、各特定(産業別)最低賃金専門部会に共通して関わるもので、各種の調査結果、統計情報等を共通資料として御用意いたしました。

また、別冊資料につきましては、本自動車製造業最低賃金に関わる個別資料でございます。

合わせて相当数の資料がございますので、説明は資料の紹介にとどめさせていただきます。

なお、特定(産業別)最低賃金を総称する場合は、特定最低賃金、あるいは特

定最賃と略して申し上げたいと思います。

次に、審議に当たり御留意いただきたい事項について御説明いたします。

一つ目として、共通資料No.1、通し番号の1ページ、「特定（産業別）最低賃金について」を御覧ください。

既に御承知のことと思いますが、基本的な考え方として、特定最低賃金は、地域別最低賃金とは異なり、関係労使の自主性を尊重して決定されるものであり、最低賃金法第15条第1項に規定する関係労使の申出を経て、審議会で改正決定等の必要性を審議するものでございます。

申出のケースといたしまして、労働協約ケースと公正競争ケースの2種類がございますが、本自動車製造業最低賃金につきましては、配付しております令和6年度特定最低賃金の改正申出状況及び令和6年度特定最低賃金決定業種における協約上最も低い賃金額のとおり、労働協約ケースにおける要件をもって、改正申出がなされております。

審議に当たりましては、この点に御留意いただければと思います。

二つ目に改正決定の手続きでございますが、本年8月21日の第556回広島地方最低賃金審議会において、改正決定の必要性ありとの答申がなされましたので、共通資料のNo.2、通し番号2ページのとおり、改正決定について、同日審議会に諮問し、本日より本専門部会での調査審議をお願いするものでございます。

最後三つ目に、広島地方最低賃金審議会です承されました事項について、御説明いたします。

共通資料No.4、通し番号の5ページ、「令和6年度広島地方最低賃金審議会の運営について」を御覧ください。

本年度の広島地方最低賃金審議会の運営に係る基本方針といたしまして、記の2に「特定（産業別）最低賃金については、全業種とも年内発効を目標におき、審議の促進を図ることとする。」とされております。

また、共通資料No.5-2、通し番号の13ページを御覧ください。運営小委員会の議長報告の記の、「関係労使のイニシアティブの一層の発揮による改善」の③金額審議における全会一致の決議に向けた努力ということで、審議会における金額に関する調査審議については、「全会一致の議決に至るよう、一層努力すること。」とされております。

昨年度の特定最低賃金の改正状況につきましては、共通資料No.7、通し番号の

26 ページ、令和 5 年度最低賃金審議結果一覧を御覧ください。

下欄の表が、特定最低賃金に関わる昨年度の審議経過の一覧でございます、この表の右側の 4 列目に自動車製造業がございます。

昨年、令和 5 年度におきましては、計 3 回の専門部会を開催し、引上げ額 34 円、時間額 998 円の答申をいただいております。

私からの説明は以上でございます。

重弘室長補佐

続きまして、広島県自動車製造業最低賃金にかかる各種調査結果、統計資料の概要について、御説明させていただきます。

別冊資料の No. 2、通し番号の 2 ページになりますが、現行の広島県自動車製造業最低賃金の内容でございます。特定最低賃金に該当する業種については、基本となる「日本標準産業分類表」のどこに該当し、具体的にどのような業種が該当するかということを示したものを併せて添付させてもらっております。

別冊資料 No. 3、通し番号の 9 ページ、これは、昨年の全国の自動車製造業関係の最低賃金の一覧表でございます。

別冊資料 No. 4、通し番号 10 ページからは、広島県内で実施した自動車同附属品製造業最低賃金に関する最低賃金実態調査概要でございます。

広島労働局で本年 5 月から 7 月にかけて、県内の事業所に通信調査を実施して取りまとめたものです。

この調査は、製造業、各種商品小売業、自動車小売業及び新聞業、出版業については、1 から 99 人規模の事業場、これ以外の業種については、1 人から 29 人規模の事業場の母集団から事業場を無作為に抽出した標本調査(サンプリング調査)です。

全数調査ではなく、集計段階で母集団の数字に復元をして推計しているものとなります。

なお、調査対象としました賃金は、令和 6 年 6 月支払分の賃金です。

通し番号 16 ページの「分位偏差」を御覧ください。各規模別の第 1・20 分位数、第 1・10 分位数、第 1・4 分位数、中位数ですが、これは、時間額を低い順から並べ、全体の 20 分の 1、10 分の 1、4 分の 1、そして 2 分の 1 に位置する金額を示しています。各事業所規模別に記しておりますが、最上段が全体の結果

となります。

通し番号 17 ページを御覧ください。時間額と労働者累積人数のグラフです。

横軸が 10 円刻み、1,100 円以上は 20 円刻み、1,200 円以上は 100 円刻みの時間額、左縦軸がその賃金帯に属する労働者数で、棒グラフで示しております。右縦軸が折れ線の労働者数の累計を示しております。

続きまして、通し番号 18 ページのグラフは、縦軸に労働者の比率をとったものです。

続きまして、通し番号 19 ページは自動車製造業の最低賃金の平均賃金額の推移です。

次の 21 ページが事業所規模の未満率です。未満率とは、「現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合」になります。規模ごとに時間額 998 円を下回っている労働者の比率を示しております。

通し番号 22 ページが「最低賃金引上げ試算表」です。これは、「最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合」つまり、「影響率」を 1 円単位で変化を示した表となります。例えば、現行の最低賃金 998 円を 1 円引き上げますと、8.3%に影響が出ることになります。

続きまして、通し番号 23 ページ、これは、平成 17 年度からの自動車製造業最低賃金の引上げ額と未満率、影響率の一覧となります。

私からの説明は以上となります。

岡田部会長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局から資料についての説明がありました。これにつきまして御質問、何かございますか。

(質問なし)

戸村委員

最後に御説明いただきました最低賃金の引上げ試算表のところで、1 円単位という話で影響を受ける労働者数と言われたのですが、いまもう既に地賃が 1,020 円となっているので、そうすると影響を受ける労働者 690 名いらっしゃるということではよろしいでしょうか。

重弘室長補佐

そういうことで、よろしゅうございます。

岡田会長

はい、ありがとうございます

ほかには、いかがでしょうか。

よろしいですか。

それではここで、他府県の結審状況が分かれば、事務局から説明をお願いいたします。

檀上室長

はい、自動車製造業最低賃金の他府県の結審状況ですけども、現時点で結審しているところはございません。

岡田部会長

はい、ありがとうございました。それでは、広島県自動車製造業最低賃金の改正決定について、各側から御意見、意見表明をいただきたいと思います。

各側意見表明の前に個別に協議する時間は必要でしょうか。

長谷川委員

お願いします。

岡田部会長

何分くらい必要でしょうか。

長谷川委員

10分くらい。

岡田部会長

今、11時15分なので11時25分か30分を目安にこちらに帰ってきてくださ

い。それでは、控室、別室の方御案内ください。

(使側個別協議)

岡田部会長

それではお戻りいただきましたので、審議を再開いたします。ここで各側からの意見表明をお願いしたいと思います。まず労側からお願いいたします。

戸村委員

まず最初に、本年度におきましても特定最低賃金に関する専門部会の設置をいただきましたことに感謝申し上げたいと思います。

誠にありがとうございます。

労側は、私、戸村が本審委員として参加させていただき、マツダ労組の又野さん、それから本日欠席しておりますが、全国マツダ労連で部を担当しております副会長の藤村さんと3名で専門部会に臨ませていただきます。

改めまして、最初の専門部会におきまして1名欠席になっておりますことを深くお詫び申し上げます。

次に金額表示です。最初に申し上げますが、本日は金額の提示はしないということです。

理由として、せつかく公側とともに、使側については経営者団体の皆様、人事関係の皆様、そして労側も、メーカー、部品企業の労働組合役員が参加する貴重な場ですので、まずは、広島県の自動車産業、特に、製造と附属品産業における現在の状況あるいは課題を、公労使三者で正しく認識し、共通認識を持った上で金額審議に入っていきたいと考えるからです。

後ほど、詳細につきましては説明させていただきたいと思っております。

次に、スタンスを申し上げます。従来から申し述べていますとおり、労働協約の拡張適用の趣旨、個別企業の労使で決定した労働条件を、労働組合のない労働者に広く波及させ、広島県内における自動車産業の魅力向上につなげていくという考え方で特定最低の向上を図ってまいります。

当然地賃と異なり、当該産業の労使がイニシアティブを発揮し、産業にふさわしい水準の設定とすることが必要であると考えております。

加えて、縮まり続ける地賃との格差について、優位性を担保していくための取

組と考えております。

その理由として、広島県における自動車産業の課題は一体何かということを考えますと、何よりも人材不足が挙げられると考えております。これは、大企業、中小・零細問わず、昨年以上に深刻になっているのではないかと思います。

急激に進む少子高齢化による労働人口の減少、これは、今後もさらに進み、高齢者、女性そして外国人の皆さんに、いかに各企業で御活躍いただくか、魅力ある産業、企業を作ることができるのか、労使の責任の下で行われることが必要と考えます。

しかし、広島県は3年連続で人口流出ワーストを記録し、特に大学卒業世代の県外流出が深刻と受け止めています。

また、人材不足を補うためのDX、デジタルトランスフォーメーションの対応も必要であり、DXに対応できる人材の確保も必要ではないかと考えます。

地域別最低賃金に対する優位性をしっかり確保していくことで、自動車、同附属製造の安定的な人材確保につながる。

ただし、賃金が全てとは我々も申しません。先ほど申したとおり、産業そして個別企業の魅力向上を、労使で行っていくことが求められると思いますが、残念ながら、新卒者が最初に見るのは賃金であり休日であると考えます。

まずは、特定最賃を地賃の引上げの50円以上に何とか引き上げることに注力したい。

次に物価の状況になります。8月の消費者物価指数総合指数は、2020年を100としたときに109.1、前年同月比で3%の上昇となっています。

政府目標2%を上回った物価上昇が進んでいる状況です。

そして、物価変動分を反映した実質賃金ですが、7月現在、2か月連続でプラスになっている。今年の春闘結果、所定内給与の引上げ、あるいはボーナスを初めて支払う事業所も出てきて、実質賃金のプラスが続いていると見られます。

ボーナスは7月までに支払われることが多いために、実質賃金のプラスが今後とも維持できるか、我々としても注視したいと考えます。

次に部品企業の動向について、本日藤村が欠席していますので、戸村から説明をさせていただきます。

賃金を引き上げて行く上で鍵となる適正取引、価格転嫁の実現も、取組を進めていくことが必要と考えます。

私たちが把握している中では、一次サプライヤーにおいて、原材料費、光熱費の価格転嫁に加え、今年的生活改善交渉、いわゆる春闘においては、労務費の価格転嫁が進んでいると確認できました。

ただし、二次、三次になるに連れて、まだまだ実現できているか不明なところと我々は考えております。

労働組合としても、いま、上部団体である自動車総連において、組織内国会議員を通じて政治の場、あるいは経産省、中企庁など、関係する省庁に対して、環境整備の要請を今行っているところです。

昨年11月にはガイドラインも示されたことから、進捗について確認していき、必要な行動を取っていきたいと考えます。

次に、冒頭申しました人材不足について、外国人労働者の動向について御説明をさせていただきます。全国マツダ労連加盟企業においては、実習生が15社で964名、外国人派遣社員が498名、計1,462名働いておられます。

しかし、2027年から新たに育成就労制度が始まるので、対象業種の絞り込みによっては約1,000名が働けなくなる可能性があるということです。

これについても、現在、組織内国会議員を通じて、政治の場あるいは厚生労働省など関係省庁に環境整備要請を行っているところです。

そういった中で、2024年生活改善交渉、春闘においては、妥結27組合中25組合で賃金改善、すなわちベアを獲得し、平均で7,638円という結果になっています。

昨年より2組合、平均3,890円の増額となっています。

それでは、次に自動車製造につきまして、又野委員から説明をお願いしたいと思います。

又野委員

マツダ労組又野です。例年この場では、広島県の自動車製造を代表するマツダの賃上げ情報を共有させていただいております。

初任給の引上げに関する情報を共有させていただけたらと思います。日本国内では、あらゆる産業において深刻な人手不足に陥っていることは、皆さん御承知のとおりだと思いますが、2年前くらい前から、大手企業を中心に過去に例のない大幅な初任給の引上げが行われ、今年の春に入社した新入社員の初任給も、昨

年に続いてさらなるに上げが行われました。マツダも、採用競争力の観点から、今年の6月に大卒の初任給を1万円、率にして4.4%引き上げました。昨年は14,000円、率にして6.6%の上げを行っています。この直近2年間で24,000円、率にして11%の上げ額となった訳ですが、これまでは、1,000円とか2,000円とか年によっては1円も上がらない年も珍しくない、毎年少しずつ、約30年かけて積み上げてきた合計金額を、この2年間で引き上げる程の水準となります。いかに、この2年間で過去例のない上げが行われたのかが御理解いただけたかと思えます。

ただ、大卒初任給、世間相場は25万円まで急激に上がっていることから、この異例の状況を一過性で終わらせるのではなく、マツダの初任給の上げは、来年以降も続く見込みです。

先日、経団連の戸倉会長は、「日本経済は継続的な賃上げの勢いに支えられ成長への着実な歩みを進めている。引き続き2025年もこの流れを加速させ、30年来のデフレから完全脱却を実現する歴史的な年にしたい。」とおっしゃっていました。24年の大手企業の賃上げ率は、5.58%と1991年以来の5%台ですが、「経営者トップ自ら、異例の賃上げを一過性のものとせず、勢いを維持し賃金が上がって行くのが当然だという社会的な規範を醸成することが重要」とコメントされており、マツダを始め大手企業の賃金は、今後も異例の上げが継続する見込みです。

続いて、広島地方最低賃金に目を向けると、こちらも50円という大幅な上げがありました。大手企業の賃金も地方最低賃金も極めて大幅な上げをされる中、広島県を代表する自動車生産業の持続発展のために、優秀な人材の確保、定着の観点から、広島県の自動車製造最低賃金も、同様に思い切った上げが必要だと考えます。

取り巻く環境、実態を踏まえて、前向きな論議、審議をどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

戸村委員

いまのが、マツダメーカーの状況となります。

最後になりますが、冒頭申し上げたとおり、広島県における自動車産業の状況、

課題、そして我々労働組合がそれに対してどういった活動をしているのかということについて、しっかりと三者で共有をさせていただきたいと考えております。

次回2回目の専門部会で、まず共有を目的とした内容を、ぜひとも説明させていただければありがたいと考えております。

お取り計らい、よろしくお願い申し上げます。

以上、労側として取り組みスタンスの表明とさせていただきます。

以上でございます。

岡田部会長

はい、ありがとうございます。それでは次に使側から意見表明をお願いいたします。

長谷川委員

私の方から基本的な考え方について御説明をさせていただき、その後、各界の代表からそれぞれの状況について御説明する形にしたいと思います。

まず、現在の経済情勢ですが、いまもお話をいただく中で、本当に大企業と中小企業の二極化が鮮明化していると改めて感じたところです。

いまから大企業の日銀短観も出てきますが、いまの情勢から、大企業の製造業については景気判断プラスが増となってくるような新聞報道になっています。9月の初めだったと思いますが、2024年の4月から6月期の法人企業統計も、全産業の経常利益は13%、約35兆8000億円、四半期ベースでいうと、1954年以降70年間で過去最大、と財務省からも出ています。歴史的な円安であるとか、インバウンドという中で、内部留保200兆円という大変な（金額）、そういった意味では、大企業を中心としたいい話が現実的にはある。ただ、利益がない中で、人手不足と賃上げが大変厳しい小規模・中小は、全く違った状況にあるのは間違いないかと思えます。

最低賃金の本審の方でも発言させてもらいましたが、政府自体は賃上げの原資となる補助金の、ハードルを下げて、かつ迅速に支給することをやっていただくこと、そしていま戸村委員からありましたが、価格転嫁ができる体制を構築していかないと本当にままならないという状況。年収の壁の問題についてもずっと言われていますが、抜本的なことをしないと、まさに、人手不足に拍車をかけるよ

うな制度設計になっていると。雇用の7割は中小・小規模事業者の従業員ですので、事業が継続できない状況にあるかと思っています。

賃上げのためには、価格転嫁が本当に必須だということです。

関係者の御努力によって改善はされている実感はあります。

ただ、労働局から資料をいただいておりますが、そのデータによっても価格転嫁率は原材料の仕入れにおいて49%です。特に労務費については、発注側と受注側は違いますが、受注側は3割というのが労働局のデータで出ている。利益が出ない中で、やはり中小・小規模事業者は従業員の処遇改善だけで賃上げを実施しているという状況が現実ではないかと思っています。

そういった意味で、最低賃金が上がるとその分、特定最賃を上げることは、現場の実態を考えるとやらないといけないのではないかと。いま、ぜい弱な中小・小規模事業者であっても利益を度外視して企業をなんとか存続しなくてはいけない、となっています。しかし、最低賃金を決めることについては、法律に明示されているように、賃金の支払能力について、現実の状況を直視して判断することが重要であると認識しております。

一方で、この人手不足というのは本当に厳しい状況が続いていることと、一定の形での賃金確保を全く否定している訳ではないことも、併せてお話をさせていただきたいと思います。

今回、労働者代表委員からしっかり御意見をいただきまして、誠実に向き合いながら全会一致となりますよう、審議を進めていきたいということは、基本的な考え方とお伝えを申し上げたいと思います。

私からは以上でございます。

桑原委員

私の方から補足になると思うのですが、弊組合の動きを含めて、我々のお話をしたいと思います。先ほど皆様が言われたとおりで、今回の広島県の自動車製造の最低賃金を上げるという目的ですが、やはり、まず人手不足をとにかく補うために魅力ある産業に見えるようにしたい、ということが思いにあります。そこに対して、数字で表して他府県に流れない、広島県の中でも自動車産業から他産業に流れない、という一つ柱を作っていくのが目的ではないかと思っています。

引上げをやるに当たっての前提は、先ほど長谷川委員からありましたが、きち

んとサプライチェーンの末端まで価格転嫁ができて、皆さんが上から下までいまこの状況の中で利益が享受できる、というのが大前提だと考えております。ただ、この大きなピラミッド、広島県では当然、上はマツダがいますけど、ピラミッドの上にある企業と、我々東友会の会員企業がいる中堅の部分、それから商工会に入っておられる小さいところ、零細企業、皆さんそれぞれ状況が変わってきています。先ほど言われたとおり、価格転嫁のスピードというのがあり、タイムラグもあると思います。

その辺りなかなか末端まで広がらないということが一つの問題なのかと考えております。ただ、価格転嫁については、いま、各役所で非常に目を光らし、我々組合も色々ヒアリングされて、それが末端まで進むよう指導されているので、逆にいまがチャンスかな、と考えております。ぜひ、国、県、市の方で目を光らせていただくことが、最低賃金を上げていく前提条件かと思えます。

もう一つ、これから最低賃金を上げていくに当たって、各企業の体力が一番の要になると思っています。

ピラミッドの頂上にいるマツダに関しては、これは海外が主体なので、そこでの売値を上げることで企業としての収益は随分改善できていると思います。しかし、これが下に行けば行くほど、売り先は円建てで国内、すなわちマツダもしくはマツダのディーラーとどんどん変わり、価格の自由度が取れない状況になる。すると、何に連動するかというと、やはり生産のボリュームが全てになってくると思います。ただ、生産ボリュームだけはコントロールするのが非常に難しい。世界的にも経済が冷え込んできていますし、アメリカもいま金利の見直しなど、変わってきていますので、毎月聞いている車の販売量は、伸び悩んできている状況があります。日本国内の販売は、3年連続で500万台いかないレベルになっていますので、こういう状況をみると、中小企業が原資を稼ごうと思ったら生産ボリュームを増やさないといけない。しかし、その部分は、いくら100%の価格転嫁があったところで、売先がピラミッドの頂上にいるマツダであったりしますから、やはり急に利益を上げることは不可能な状況です。そういう状況の中で、今回の最低賃金に関しても平均的な妥協点を見つけて、そこをうまく皆さんで協議していくことが必要とつくづく感じているところです。

今日、長谷川委員からもありましたけど、金額の提示ができないところは、ある程度の合理的な妥協点、これを皆さんで話し合いをして見つける、そこをやらな

い限りは話し出せないことがあると思います。

私からの補足になります。以上です。

岡田部会長

ありがとうございました。ただいま労使双方の各委員から現状認識、特賃に当たっての考え方について、意見表明されました。各側からそれぞれ意見出されましたけど、相互に御意見、御質問等ありましたら、質問いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(意見なし)

よろしいですか。

本日は具体的な金額提示まではいかないということですので、今日はこれ以上審議を続けましても進展がないと思いますので、次回以降に審議を持ち越すことにしたいと思います。

先ほど戸村委員から現状の共通認識を深めたいという御意見があつて、次回それを戸村委員から御説明していただけるということですが、その点について、使側はよろしいでしょうか。

(異議なし)

準備をお願いします。

それでは、今日のところはこれで終わりにして、次回にこの審議の続きをしていきたいと思います。

次回の専門部会の開催日程について事務局からお願いします。

重弘室長補佐

では私から次回の専門部会の開催日程について申し上げます。事務局で日程調整をさせていただき、次回は10月18日金曜日10時から4号館2階11号会議室、こちらの会議室での開催を予定しております。その次は10月21日月曜日の14時の予定となっております。

なお、開催の御案内を準備させていただいておりますので、配付させていただいてよろしいでしょうか。

岡田部会長

はい、お願いします。

岡田部会長

はい、それでは次回の開催は、10月の18日金曜日10時から4号館2階11号会議室で開催となります。皆様には日程の確保よろしく申し上げます。

そのほか何かございますか。

檀上室長

ありません。

岡田部会長

それでは、次回の専門部会は、金額審議について、審議の大部分を公労、公使委員による二者での個別協議を行うことから、公開をすることにより個人情報保護の支障を及ぼすおそれ、団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ、率直な意見交換が損なわれるおそれがありますので、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規定第5条に基づき非公開といたします。

それでは本日の専門部会はこれにて閉会といたします。ありがとうございました。